

津市介護保険住宅改修費等受領委任払いの実施に関する要綱

令和5年3月28日訓第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費、居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費（以下これらを「住宅改修費等」という。）の受領委任払いの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受領委任払い 本市が支給決定した住宅改修費等を被保険者の委任した事業者を受領させることをいう。
- (2) 被保険者 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (3) 事業者 住宅改修等の事業を実施する者をいう。
- (4) 住宅改修等 住宅改修又は特定福祉用具若しくは特定介護予防福祉用具の販売をいう。

(対象者)

第3条 受領委任払いを利用することができる者は、被保険者のうち、住宅改修費等の支給を受けることが見込まれるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受領委任払いを利用することができないものとする。

- (1) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がされている者
- (2) 法第67条第1項に規定する保険給付の支払の一時差止を受けている者又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載がされている者
- (3) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載がされている者

(受領委任払取扱事業者)

第4条 受領委任払いを取り扱うことができる事業者（以下「受領委任払取扱事業者」という。）は、市長があらかじめ登録した事業者に限るものとする。

(受領委任払取扱事業者の登録)

第5条 住宅改修費等の受領委任払いの取扱いを希望する事業者（以下「届出事業者」という。）は、あらかじめ市長に届け出て、登録を受けるものとする。

2 前項の届出は、住宅改修等の事業を実施する事業所ごとに行うものとする。

3 居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の受領委任払取扱事業者として登録できる事業者は、第1項の登録の届出日の属する年度又はその前年度において介護保険における住宅改修の対象となる工事を実施した実績のある事業者とする。

4 届出事業者は、介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録届出書兼誓約書（第1号様式。以下「届出書」という。）を市長に提出するものとする。

5 第1項の登録の有効期限は、当該登録の届出日から当該届出日の属する年度の末日とする。

（変更の届出等）

第6条 受領委任払取扱事業者は、届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 受領委任払取扱事業者は、前条第1項の登録を辞退するときは、速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録辞退届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（事前協議）

第7条 受領委任払いを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、受領委任払取扱事業者が住宅改修を行う前に、受領委任払いに関し本市と協議を行わなければならない。

（住宅改修費等の代理受領）

第8条 受領委任払取扱事業者は、利用者が居住する住宅の住宅改修等を行ったときは、当該利用者からの委任に基づき、当該利用者が支払うべき当該住宅改修等の実施に要した費用について、本市から住宅改修費等として当該利用者に対し支給されるべき額の限度において、当該利用者に代わり、当該住宅改修費等の支払を受けることができる。

2 前項の住宅改修費等の支払があったときは、利用者に対し住宅改修費等の支給があったものとみなす。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和5年4月1日から施行する。